

群馬県屋外広告物条例の一部改正等について

群馬県では、平成28年12月に、「群馬県屋外広告物条例」(以下「条例」という。)の一部を改正すると共に、「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準」を策定し、次のとおり平成29年4月1日から施行します。

1 氏名公表制度の導入 (条例第25条の2第2項・第3項)

対象＝屋外広告業者、無登録業者(※)、広告主

違反広告物に対する指導強化のため、「氏名公表制度」を導入します。

条例に違反した屋外広告業者、無登録業者(※)及び広告主に対して、上記の施行日以後、勧告に従わない場合に氏名を含む違反事実を公表します。

(※) 本来、群馬県知事の登録を受ける必要があるにもかかわらず、登録を受けずに屋外広告業を営んでいる者。

2 屋外広告業者の違反行為に対する監督処分基準の策定 (条例第35条の2)

条例違反など一定の事由に該当した屋外広告業者について、今回策定した「屋外広告業者の違反行為に対する監督処分基準」に基づき、聴聞等の手続を経た上で、屋外広告業登録の取消処分又は営業の全部若しくは一部の停止を命ずる処分を行います。

なお、処分の例は、以下のとおりです(中核市である前橋市及び高崎市においても同様の基準で運用予定です)。

- | | |
|--|-------------|
| (1) 不正登録、登録拒否事項に該当した、措置命令・営業停止命令に違反した等 | → 登録の取消し |
| (2) 許可等を受けずに屋外広告物を表示又は設置した、虚偽の届出をした等 | → 30日間の営業停止 |
| (3) 屋外広告物又は屋外広告業についての報告、資料の提出、検査を拒んだ等 | → 15日間の営業停止 |
| (4) 許可等の証票をはり付けなかった、除却・管理者等の届出をしなかった等 | → 7日間の営業停止 |
| (5) 屋外広告業者の標識を掲げない、屋外広告業者としての帳簿を備えない等 | → 3日間の営業停止 |

具体的な基準については、ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/06/h5800338.html> を参照してください。

3 桐生市への権限移譲 (条例第37条の3)

平成29年4月1日の桐生市屋外広告物条例の施行に伴い、屋外広告物の許可等を行う権限など、県が実施していた事務処理権限(屋外広告業に係る事務を除く。)を桐生市へ移譲します。

4 景観誘導地域の新設 (条例第7条の2)

観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めるため、「景観誘導地域」を新設し、それぞれの景観特性に応じた屋外広告物の許可基準の設定を可能とします。今後、県内の主要観光ルートの沿線地域等を景観誘導地域に指定し、当該地域の良好な景観を保全するため、指定地域内の屋外広告物の許可基準の特例を設定します。

問い合わせ先 群馬県 県土整備部 都市計画課 027-226-3652

群馬県屋外広告物HP <http://www.pref.gunma.jp/06/h5810006.html>